

令和7年4月1日

保護者様各位

学校法人美濃部学園みのべ幼稚園

令和6年度における施設型給付費の額に係わる法定代理受領通知について

保護者の皆様におかれましては、日ごろより当園の運営に深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和6年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者様について、「本園に係わる各支給認定子ども公定価格の額(下記参照)から、各支給認定保護者様に係わる利用者負担額を減じた額」となります。

令和6年度	満3歳児	3歳児	4歳児・5歳児
4月	109,834	57,644	43,864
5月	109,814	57,624	40,364
6月	109,774	57,584	40,324
7月	109,764	57,574	40,314
8月	109,724	57,534	40,274
9月	109,644	57,454	40,194
10月	109,838	57,648	40,388
11月	109,798	57,608	40,348
12月	109,168	56,978	39,718
1月	106,058	53,868	36,608
2月	110,049	55,609	37,649
3月	112,499	58,059	40,099

※1人当たりの金額です。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

○子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。(この仕組みを「法定代理受領」と呼びます。)

○「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理需要した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、この度、令和6年度の実績を報告するものです。(あくまで、実績を報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。)